

第 1051 回教育委員会の会議結果について

平成 30 年 2 月 14 日
教 育 庁

- 日 時 平成 30 年 2 月 14 日（水）午後 2 時～午後 4 時 10 分
○場 所 山形県庁舎 教育委員室
○出席委員等 廣瀬教育長、涌井委員、武田委員、片桐委員、山川委員、森岡委員
○報 告

報 告		担 当 課
(1)	平成 29 年度「未来に伝える山形の宝」登録及び「未来に伝える山形の宝」ロゴマークの決定について	文化財・生涯学習課
	「未来に伝える山形の宝」として新たに 4 件が登録されたこと及び「未来に伝える山形の宝」のロゴマークが決定したことについて報告がなされました。	
(2)	平成 29 年度山形県公立高校生のボランティア活動実態調査の結果について	文化財・生涯学習課生涯学習振興室
	平成 29 年 8 月から 9 月にかけて県内公立高校の 3 年生を対象としたアンケートにより行われたボランティア活動実態調査の結果について報告がなされました。	
(3)	平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	スポーツ保健課
	平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の本県の状況について報告がなされました。	

- 議 事 原案のとおり可決されました。

議 案		担 当 課
議第 1 号	教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について	教職員課
	平成 30 年 1 月 30 日に行った教育長の専決処理について承認しました。 【専決処理の内容】 山形地方裁判所に起訴された職員を休職処分にしたもの。	
議第 2 号	教職員の人事について	教職員課
	次のとおり教職員の懲戒処分等を行うことに決定しました。 ・飲酒運転によるひき逃げ事故 : 懲戒免職 1 名	
議第 2 号の 2 <追加提案>	山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給制限について	教職員課
	議第 2 号にて懲戒免職の処分を決定した職員 1 名の退職手当については、その全額を支給しないこととしました。	
議第 3 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見について	総務課 教職員課

知事から意見を求められた、山形県議会 2 月定例会に提案される次の議案について、同意することに決定しました。

- ・ 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 平成 30 年度山形県一般会計予算のうち教育委員会に関する事務に係る部分
- ・ 平成 29 年度山形県一般会計補正予算（第 5 号）のうち教育委員会に関する事務に係る部分
- ・ 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- ・ 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- ・ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例案
- ・ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例案

※議第 1 号から議第 2 号の 2 は人事に関する案件、議第 3 号は議会提出前の案件であるため秘密会で審議されました。

以 上